

かると

市・道民税の課税制度が改正されました

平成15・16年度の税制改正により、年金所得に対する課税を中心に個人市・道民税の課税制度が大幅に改正されています。平成16年度以後の課税に適用される市・道民税の主な改正点は次のとおりです。

1. 均等割の見直し

- ①市・道民税は、均等の額によって負担する均等割と所得金額に応じて負担する所得割の合計額となっています。市町村民税均等割の標準税率は、市町村の人口に応じて、3段階に区分（2,000円、2,500円、3,000円）されていましたが、平成16年度から年額3,000円に統一されました。このため、登別市の均等割は年額3,500円から4,000円（市民税3,000円、道民税1,000円）に引き上げられました。
- ②平成17年度より生計同一の妻に対する均等割の非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年度の市・道民税の均等割については、2分の1に軽減され、年額2,000円となります。

2. 配偶者特別控除の見直し

平成17年度より配偶者特別控除33万円（所得税38万円）の適用が改正されます。これまで、所得金額が38万円（給与収入103万円）未満の場合に、配偶者控除33万円（所得税38万円）に加え、配偶者特別控除が所得額に応じて33万円から3万円の範囲で段階的に加算されていましたが、この加算部分の配偶者特別控除が廃止され、所得金額が38万円を超え76万円未満（給与収入141万円未満）の場合に限り段階的に配偶者特別控除が適用されることとなりました。

3. 年金課税の見直し

- ①平成18年度から65歳以上で、年間所得が1,000万円以下の場合に適用されている老年者控除48万円（所得税50万円）が廃止されます。
- ②平成18年度より所得税法の改正に伴い、公的年金所得に対する公的年金等控除について、65歳以上の定額控除が100万円から50万円に、控除の最低保証額が140万円から120万円にそれぞれ引き下げられます。これらの改正に伴い、65歳以上の夫婦で、公的年金（収入250万円、300万円）以外に所得がなく妻の年金収入が158万円未満の場合を例にして、所得税と市・道民税の所得割額を試算すると下表のようになります。※税率は、現行の所得税10%（減税20%）、市・道民税5%（減税15%）で簡易試算しています。社会保険等には、国民健康保険税、介護保険料の見込み額を算入していますが、生命保険料・損害保険料・医療費控除などがある場合の税額は、試算値より軽減されます。※本人が65歳以上で、所得金額が125万円（公的年金収入245万円）以下の場合には、市・道民税は非課税となります。

【表】試算例

単位：円

税目	年金収入	年金所得	所得控除					合計	税額 (所得割)
			基礎控除	配偶者控	配偶者特別控除	老年者控	社会保険料等控除		
平成15年分所得税	2,500,000	1,100,000	380,000	380,000	380,000	500,000	191,000	1,831,000	0
平成16年度市・道民税			330,000	330,000	330,000	480,000	191,000	1,661,000	非課税
平成16年分所得税	2,500,000	1,100,000	380,000	380,000	—	500,000	191,000	1,451,000	0
平成17年度市・道民税			330,000	330,000	—	480,000	191,000	1,331,000	非課税
平成17年分所得税	2,500,000	1,300,000	380,000	380,000	—	—	191,000	951,000	27,900
平成18年度市・道民税			330,000	330,000	—	—	191,000	851,000	19,000

税目	年金収入	年金所得	所得控除					合計	税額 (所得割)
			基礎控除	配偶者控	配偶者特別控除	老年者控	社会保険料等控除		
平成15年分所得税	3,000,000	1,500,000	380,000	380,000	380,000	500,000	253,000	1,893,000	0
平成16年度市・道民税			330,000	330,000	330,000	480,000	253,000	1,723,000	0
平成16年分所得税	3,000,000	1,500,000	380,000	380,000	—	500,000	253,000	1,513,000	0
平成17年度市・道民税			330,000	330,000	—	480,000	253,000	1,393,000	4,500
平成17年分所得税	3,000,000	1,800,000	380,000	380,000	—	—	253,000	1,013,000	62,900
平成18年度市・道民税			330,000	330,000	—	—	253,000	913,000	37,600

4. 土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引き下げ

- (平成16年1月1日以後の譲渡に適用)
- 長期譲渡所得 5%（道民税1.6%、市民税3.4%）
 - 短期譲渡所得 9%（道民税3%、市民税6%）
- ※地方税法の改正に伴い、長期譲渡所得の特別控除（100万円）が廃止されています。

5. 非上場株式の譲渡所得に係る税率の引き下げ

- (平成16年1月1日以後の譲渡に適用)
- 改正前 6%（道民税2%、市民税4%）
 - 改正後 5%（道民税1.6%、市民税3.4%）

問い合わせ 税務課 (☎85)1155